

石川県公報

令和6年8月7日(水曜日)

号 外

(第51号)

目 次

告示 ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 1
---	---------------------------------------

告 示

石川県告示第301号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和6年8月7日

石川県知事 馳 浩

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「SLOW MOTION XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY VISION SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「CHIKU BEAM POWER200MG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「GURIGURI GREEN DANGER! DON'T TOUCH!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「CORE Crystal」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「K2MAN BOM PERFECT ENERGIE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「白液連射砲 ガトリング」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「PLATINUM Spice LIMITED」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FEVER 7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「SXX IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（次の写真は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和6年8月8日

石川県告示第302号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定

により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年8月7日

石川県知事 馳 浩

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類
- (3) (2R,3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S,3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和6年8月8日